②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

３．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。